

電気料金種別定義書

(動力プラン)

2026年4月1日

銚子電力株式会社

目次

I.	総則	2
1.	適用	2
2.	実施期日	2
3.	定義	2
II.	契約種別および電気料金	2
4.	契約種別	2
5.	動力プラン	2～3
III.	契約の変更	4
6.	契約電力の変更	4
7.	本定義書の変更および廃止	4
別表	5
1.	動力プラン	5～6
2.	燃料費調整	6～8

I. 総則

1. 適用

- (1) 電気料金種別定義書【動力プラン】（以下、「本定義書」といいます。）は、当社の電気供給約款【動力プラン】（以下、「電気供給約款」といいます。）に基づき、動力をご使用のお客さまへ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。
- (2) 本定義書は、沖縄地域と離島（その区域内において自らが維持し、及び運用する電線路が自らが維持し、及び運用する主要な電線路と電氣的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限り）を除いた日本全国に適用します。
- (3) 本定義書に定める料金および燃料費調整における基準単価の金額はすべて消費税等相当額を含みます。

2. 実施期日

「本定義書」は、令和元年10月1日より実施するものとします。

3. 定義

本定義書において定義される言葉は、電気供給約款によるものとします。

II. 契約種別および電気料金

4. 契約種別

契約種別は、次のとおりとします。

需要区分	提供エリア	契約種別
電力需要	全国 ※沖縄地域、離島を除く	動力プラン

5. 動力プラン

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- 1 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- 2 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電力

契約電力は、需要場所における負荷設備の内容等を基準として、お客さまとの協議によって定めます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。

(2) 電気料金

基本料金、電力量料金は、別表1のとおりとします。

料金は、基本料金、電力量料金、電気供給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）8(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加え、別表（燃料費調整）により算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとします。

III. 契約の変更

6. 契約電力の変更

- (1) 当社が、お客さまからの契約電力の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電力にもとづく基本料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。
- (2) お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電力を新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、契約電力を変更することはできません。
- (3) 契約電力の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款2（電気供給約款の変更）(2)および(3)に準じます。

7. 本定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、電気供給約款 2（電気供給約款の変更）に準じます。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款2（電気供給約款の変更）(2)および(3)に準じます。

別表

1. 動力プラン

(1) 動力プラン

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

基本料金単価	契約電力1キロワットにつき	北海道電力管内	910.38円
		東北電力管内	901.23円
		東京電力管内	1007.54円
		中部電力管内	912.04円
		北陸電力管内	930.72円
		関西電力管内	901.43円
		中国電力管内	973.80円
		四国電力管内	927.55円
		九州電力管内	913.31円

ロ 電力量料金

従量料金単価および各従量料金単価の対象期間を次のとおりとします。

ただし、1月内で夏季、その他季を跨ぐ場合は(イ)に従い電力量料金を算定いたします。

従量料金単価	1キロワット時につき		夏季単価 (毎年7月1日～ 9月30日適用)	その他季単価 (左記以外期間 適用)
		北海道電力管内	25.89円	25.89円
東北電力管内	24.61円	22.61円		
東京電力管内	22.84円	20.84円		
中部電力管内	22.89円	20.89円		
北陸電力管内	21.12円	19.12円		
関西電力管内	19.56円	17.56円		
中国電力管内	22.50円	20.50円		
四国電力管内	22.66円	20.66円		
九州電力管内	20.43円	18.43円		

電力エリア	対象となるエリアプライス(税抜) 及びシステムプライス(税抜)
北海道電力管内	北海道エリア エリアプライス
東北電力管内	東北エリア エリアプライス
東京電力管内	東京エリア エリアプライス
中部電力管内	中部エリア エリアプライス
北陸電力管内	北陸エリア エリアプライス
関西電力管内	関西エリア エリアプライス

(1)

日割り計算

日割り計算

該当月の電

力量料金は

次のとおり

算定いたし

ます。

$$\left(\text{1月ご使用量} \times \left(\frac{\text{夏季単価対象期間日数}}{\text{1月検針期間日数}} \right) \times \text{夏季単価} \right) + \left(\text{1月ご使用量} \times \left(\frac{\text{その他季単価対象期間日数}}{\text{1月検針期間日数}} \right) \times \text{その他季単価} \right)$$

2. 燃料費調整

(1) 燃料費調整額

燃料費調整額は、毎月の使用量に(2)によって算定された燃料費調整単価を乗じて算定いたします。燃料費調整単価の算定期間及び対象となる燃料費調整額適用期間については、(3)に定義されます。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場における取引価格から算出される(イ)に基づき、毎月、以下の定義によって算出される(ロ)または(ハ)となります。

(イ) エリアプライス平均値

一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場における、毎月1日から末日までの期間に係る、下表に記載する各電力エリアにおけるエリアプライス平均値を指します。算出に用いた各エリアプライス及びシステムプライスは全て税抜であり、小数点第3位を切り捨ていたします。

ただし、JEPXエリアプライスの31～38コマ(15時～19時の月間平均値が100円/kWh以上になった場合、31～38の各コマの平均単価に割増係数1.5を乗じた数値にてJEPXエリアプライス月間平均値を算出するものといたします。

中国電力管内	中国エリア エリアプライス
四国電力管内	四国エリア エリアプライス
九州電力管内	九州エリア エリアプライス

(ロ) (還元) 燃料調整単価

各電力エリアの対象となるエリアプライス平均値が7.00円未満の場合に、7.00円から各電力エリアのエリアプライス平均値を減じた単価に消費税等相当額(10%)を乗じたものを還元する。

(還元)燃料費調整単価：(7.00-各電力エリアのエリアプライス平均値)×1.1

(ハ) (請求) 燃料費調整単価

各電力エリアの対象となるエリアプライス平均値が13.00円超の場合に、各電力エリアプライス平均値から13.00円を減じた単価に消費税等相当額(10%)を乗じたものを請求する。

(請求)燃料費調整単価：(各電力エリアのエリアプライス平均値-13.00)×1.1

(3) 燃料費調整単価算定期間、燃料調整額適用期間

毎月、以下(A)に定義する燃料費調整単価算定期間における各電力エリアのエリア
プライス平均値に基づき算出された燃料費調整単価を、以下(B)に定義する燃料費
調整額適用期間の使用電力量に適用いたします。

(A) 燃料費調整単価算定期間	(B) 燃料費調整額適用期間
毎年1月15日から 2月14日までの期間	その年の1月の検針日から 2月の検針日の前日までの期間
毎年2月15日から 3月14日までの期間	その年の2月の検針日から 3月の検針日の前日までの期間
毎年3月15日から 4月14日までの期間	その年の3月の検針日から 4月の検針日の前日までの期間
毎年4月15日から 5月14日までの期間	その年の4月の検針日から 5月の検針日の前日までの期間
毎年5月15日から 6月14日までの期間	その年の5月の検針日から 6月の検針日の前日までの期間
毎年6月15日から 7月14日までの期間	その年の6月の検針日から 7月の検針日の前日までの期間
毎年7月15日から 8月14日までの期間	その年の7月の検針日から 8月の検針日の前日までの期間
毎年8月15日から 9月14日までの期間	その年の8月の検針日から 9月の検針日の前日までの期間
毎年9月15日から 10月14日までの期間	その年の9月の検針日から 10月の検針日の前日までの期間
毎年10月15日から 11月14日までの期間	その年の10月の検針日から 11月の検針日の前日までの期間
毎年11月15日から 12月14日までの期間	その年の11月の検針日から 12月の検針日の前日までの期間
毎年12月15日から 翌年1月14日までの期間	その年の12月の検針日から 翌年の1月の検針日の前日までの期間

以上